高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市の少子化対策の一環として、認可外保育施設に入所している第２子又は第３子以降の児童の保護者に対し、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し必要な事項を定めることにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、もって児童を健やかに生み育てる環境を整備することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　児童　出生から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

(２)　第２子　児童のうちの出生順位第２位の児童をいう。

(３)　第３子　児童のうちの出生順位第３位の児童をいう。

(４)　保護者　親権を行う者又は後見人その他の者であって、現に児童と生計を同じくしている者をいう。

(５)　認可外保育施設　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務又は法第　３９条第１項に規定する業務を目的とした市内に所在する施設であって、法第３４条の１５第２項若しくは第３５条第４項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下｢認定こども園法｣という。）第３条第１項若しくは第３項の認定若しくは認定こども園法第１７条第１項の認可を受けていないもの（法第５８条の規定により児童福祉施設又は家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの、認定こども園法第７条第１項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消されたもの及び認定こども園法第２２条第１項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する施設は除くものとする。

　ア　法第５９条の２第１項による届出を行っていない施設

イ　高松市認可外保育施設指導監督要綱（平成１４年１０月１日施行）に基づく指導等に従わない施設

ウ　その他市長が次条に規定する助成金を交付することが適当でないと認める施設

(６)　保育料　認可外保育施設における保育サービスに対する利用料のうち、月を単位として保護者が共通して負担するもの並びに法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業及びこれに準ずる保育サービスに係るものであって、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の１６各号に掲げる費用を除いたものをいう。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「対象児童」という。）を養育する市内に住所を有する保護者であって、子ども・子育て支援法施行規則第１条の５第１号から第８号及び第１０号のいずれかに該当し、かつ、第６条の規定による申請の日において本市の市税を滞納していない者とする。

(１)　市内に住所を有する満３歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者であって、同一世帯において、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部に入所し、若しくは入園し、又は特例保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業若しくは認可外保育施設を利用する未就学の兄又は姉（以下「兄等」という。）を１人有し、かつ、認可外保育施設に入所している第２子

(２)　市内に住所を有する満３歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者であって、同一世帯において、保護者が３人以上の児童を現に養育し、かつ、認可外保育施設に入所している第３子以降の児童

２　前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する満３歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある児童を養育する保護者は助成対象者としない。

(１)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３０条の８に規定する施設等利用給付認定子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）

(２)　子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第４条第１項若しくは同条第２項第８号に規定する教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）

(３)　企業主導型保育施設に在籍し幼児教育・保育の無償化の対象となっている児童

（助成金の交付対象期間）

第４条　助成金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、認可外保育施設に入所した日の属する月から退所等により助成すべき理由が消滅した日の属する月までとする。

　　ただし、子ども・子育て支援法施行規則第１条の５第６号に該当する保護者にあっては、申請の対象となる期間のうち最大３月を限度とする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が保育料の額を超えるときは、当該保育料の額を限度とする。

(１)　第３条第１号に該当する対象児童を養育する保護者であって、当該対象児童の兄等が３歳児以上、又は３歳児未満の場合においては施設等利用給付認定子ども、教育・保育給付認定子ども、企業主導型保育施設に在籍し幼児教育・保育の無償化の対象となっている児童のうち、対象児童が企業主導型保育施設を除く認可外保育施設を利用している場合　対象児童１人につき月額１万５，０００円

(２)　第３条第１号に該当する対象児童を養育する保護者であって、当該対象児童の兄等が３歳児以上、又は３歳児未満の場合においては施設等利用給付認定子ども、教育・保育給付認定子ども、企業主導型保育施設に在籍し幼児教育・保育の無償化の対象となっている児童のうち、対象児童が企業主導型保育施設を利用している場合　対象児童１人につき月額１万８，５５０円

(３)　第３条第１号に該当する対象児童を養育する保護者（前１号、２号に該当するものを除く。）のうち、対象児童が企業主導型保育施設を除く認可外保育施設を利用している場合　対象児童１人につき月額３万円

(４)　第３条第１号に該当する対象児童を養育する保護者（前１号、２号に該当するものを除く。）のうち、対象児童が企業主導型保育施設を利用している場合　対象児童１人につき月額３万７，１００円

(５)　第３条第２号に該当する対象児童を養育する保護者のうち、対象児童が企業主導型保育施設を除く認可外保育施設を利用している場合　対象児童１人につき月額３万円

(６)　第３条第２号に該当する対象児童を養育する保護者のうち、対象児童が企業主導型保育施設を利用している場合　対象児童１人につき月額３万７，１００円

２　前項各号の区分に該当する者が、月の途中で、他の区分に該当することになった場合は、他の区分に該当することになった日の属する月の翌月から該当することになった区分で助成金の額を算定する。

（交付の申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに当該認可外保育施設の代表者（以下「代表者」という。）を経て市長に提出しなければならない。

(１)　対象児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であることを証する書類

(２)　対象児童が第３条第１号に該当する場合であって、兄等が認可外保育施設、幼稚園（新制度に移行していない幼稚園に限る。）、特別支援学校幼稚部、特例保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設を利用している場合は、在籍証明書

(３)　その他市長が必要と認める書類

２　申請書には、対象児童が入所している認可外保育施設の代表者により、申請に係る当該認可外保育施設の利用月及び保育料の証明がなされていなければならない。

（交付の決定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う実地調査等により、助成金の交付の適否を決定し、助成金を交付することを決定したときは、併せて助成金の額を確定し、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付決定通知書（様式第２号）及び高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付指令書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、助成金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

３　第１項の規定による通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

４　市長は、助成金を交付しないことを決定したときは、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金不交付決定通知書（様式第４号）により、その決定内容を申請者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し及び助成金の返還）

第８条　市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(２)　この要綱に違反したとき。

(３)　助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(４)　助成金の交付を受ける権利を第三者へ譲渡し、又は担保に供したとき。

(５)　前各号に掲げる場合のほか、その他市長の指示に従わないとき。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

（検査）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は実地調査をさせることができる。

（認可外保育施設への協力依頼）

第１０条　市長は、代表者に対し、対象児童の当該施設への入所状況等について関係書類の提出又は報告を求めることができる。

（監査）

第１１条　助成決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成７年９月２８日から施行し、同年１１月分の保育料か　ら適用する。

２　第６条第１項中「入所した日の属する月」とあるのは、平成７年度に限り、「入所した日の属する月（その月が１１月より前であるときは１１月）」とする。

附　則

この要綱は、平成９年９月２６日から施行し、改正後の別表の規定は、同年４月分以降の助成金について適用する。

　　　附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、平成２５年度以後の年度の予算により交付する助成金に係るものについて適用する。

　附　則

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、平成２６年度以後の年度の予算により交付する助成金に係るものについて適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年８月１日から施行し、改正後の第２条、第４条及び別表の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成２８年８月１日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成要綱（中略）の規定は、この要綱の施行の日以後に交付（中略）のあった高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成要綱に基づく助成金（中略）について適用し、同日前に交付（中略）のあった高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成要綱に基づく助成金（中略）については、なお従前の例による。

附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

２　改正後の高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保育料に係る高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金について適用し、同日前の保育料に係る高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月７日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年２月２０日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱の規定は、令和５年１０月１日から適用する。

様式第１号（第６条関係）

（表）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　（宛先）高松市長

申請者　住所　高松市

氏名

電話番号

高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付申請書

高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金の交付を受けたいので、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、私の世帯の状況、市税の納付状況及び施設等利用費の支給状況について、公簿等により確認されることを承諾します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象児童の  氏名等 | (ふりがな)  氏　　名 | 出生  順位 | 生年月日 |
|  | 第子 | 年　　月　　日生 |
|  |
| 保育施設の  名称 | 保育所（園） | | |
| 申請対象期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで | | |

１　対象児童の世帯の状況(父母及び兄弟姉妹について記載してください。)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (ふりがな)  氏　　名 | 対象児童との続柄 | 生年月日 | 勤務先又は学校、  保育所若しくは幼稚園等の名称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（裏）

２　保育を必要とする事由等

|  |  |
| --- | --- |
| 対象児童との続柄 | 保育を必要とする事由 |
|  | ※該当する項目全てに☑をつけてください。  □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□同居親族等の介護・看護  □災害復旧　□求職活動　□就学　□虐待・ＤＶ  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | ※該当する項目全てに☑をつけてください。  □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□同居親族等の介護・看護  □災害復旧　□求職活動　□就学　□虐待・ＤＶ  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

３　保育施設確認欄

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 保育料 |  |  |  |  |  |  |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。  　　年　　月　　日  所在地  施設名  代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  電話番号　（　　　　-　　　　　　） | | | | | | |

４　添付書類

　(１)　対象児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であることを証する書類

　(２)　対象児童が第３条第１号に該当する場合であって、兄等が認可外保育施設に、幼稚園（新制度に移行していない幼稚園に限る。）、特別支援学校幼稚部、特例保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、を利用している場合は在籍証明書

　(３)　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

高　第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高松市長

高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金の交付については次のとおり決定したので、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象児童の氏名等 | 氏　　　名 | | 出生  順位 | | 生年月日 |
|  | | 第子 | | 年　　月　　日 |
| 保育施設の  名称 |  | | | | |
| 助成金の額 | 円 | | | | |
| 内訳 | 交付対象月 | | | 助成金の額 | |
| 年　　月 | | | 円 | |
| 年　　月 | | | 円 | |
| 年　　月 | | | 円 | |
| 年　　月 | | | 円 | |
| 年　　月 | | | 円 | |
| 年　　月 | | | 円 | |
| 合計 | 月分 | | 円 | |
| 交付条件 | １　この助成金は、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。  ２　市長が、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。  ３　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。  ４　高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、当該助成金を返還しなければなりません。 | | | | |

様式第３号（第７条関係）

高松市指令　　第　　　号

　　　　　　様

年　月　日付けで申請のあった高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金の交付について、次の条件を付けて助成金として　　　　　　　円を交付します。

年　月　日

　 　高松市長

１　この助成金は、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

２　市長が、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は実地検査をさせるときはこれを受けなければなりません。

３　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

４　高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、当該助成金を返還しなければなりません。

様式第４号（第７条関係）

高　第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高松市長

高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金不交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで交付の申請のあった高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金については、次の理由により交付しないこととしましたので、高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付要綱第７条第５項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付しない  理由 |  |